

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専決第 5 号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 16 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和 6 年 7 月 1 6 日専決

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

1 損害賠償の額 1 9 , 3 1 3 円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住者

3 事故の概要

令和 5 年 9 月 1 7 日午後 2 時 3 0 分頃、亀岡市下矢田町 2 丁目地内の市道西野々線を自転車で走行中、舗装陥没箇所に車輪を取られ、当該市道横の水路に自転車とともに転落して打撲等の負傷をした。

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 19,313円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住者

3 事故の概要

令和5年9月17日午後2時30分頃、亀岡市下矢田町2丁目地内の市道西野々線を自転車で走行中、舗装陥没箇所に車輪を取られ、当該市道横の水路に自転車とともに転落して打撲等の負傷をした。